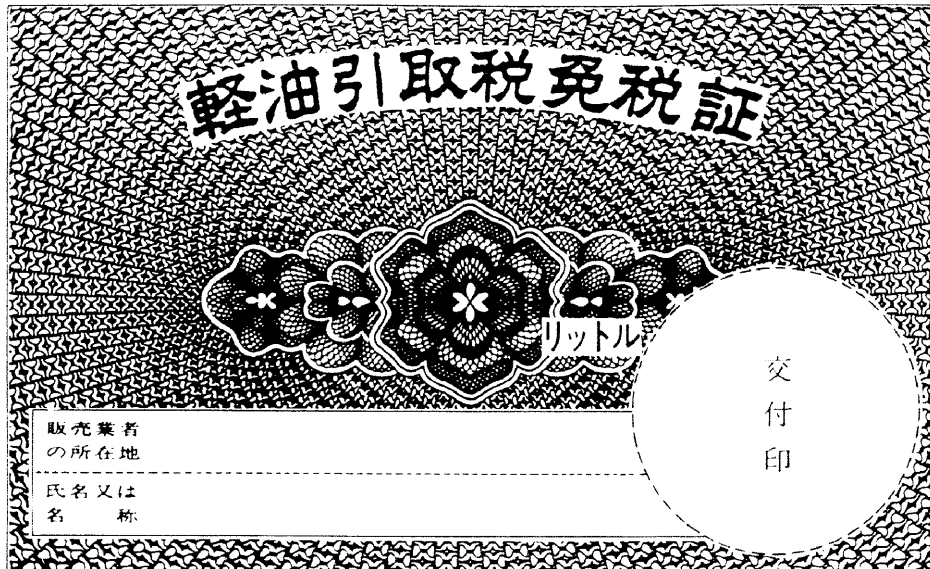


表



横 縦  
百十六・五  
十五・〇ミ  
リメートル  
リメートル

裏

販売業者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
 上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。  
 令和 年 月 日  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 業種名及び氏名 \_\_\_\_\_

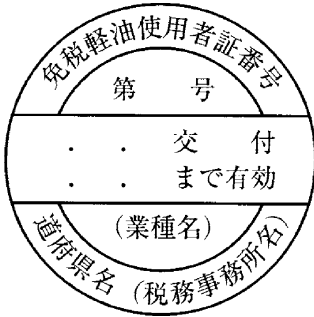
注意

- 1 免税証に交付印のないものは無効です。
- 2 免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。
- 3 免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けてください。承認を受けずに譲り渡した場合には罰せられます。

地紋 幾何学的精密彫刻機によるもの

- 備考
- 1 道府県は、10,000リットル、5,000リットル、1,000リットル、500リットル、200リットル、100リットル、50リットル、20リットル、18リットル、10リットル、5リットル及び1リットルの免税証を作成することができる。
  - 2 1,000リットル以上の所要数量については、この様式により複写2連式の免税証を作成することができる。
  - 3 免税証の交付に当たっては、一連の番号を付すこと。
  - 4 法第144条の6又は法附則第12条の2の7第1項各号の免税軽油の引取りの別に次の様式の交付印を押印すること。

刷色 菜種色



寸法 直径36ミリメートル

なお、「(業種名)」の欄には、次の業種区分により略称を記載すること。

業	種	略 称
法第144条の6に掲げるもの	石油化学製品製造業	石化

業	種	略 称
法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げるもの	漁 船 漁 船 以 外 の 船 舶	漁 船
法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げるもの	自 衛 隊 等	自
法附則第12条の2の7第1項第3号に掲げるもの	鉄道用車両・軌道用車両	軌
法附則第12条の2の7第1項第4号に掲げるもの	農 業 等 林 業 等	農 林
法附則第12条の2の7第1項第5号に掲げるもの	セメント製品製造業 生コンクリート製造業 鉱物の掘採事業 とび・土工工事業 鉱さいバラス製造業 港湾運送業 倉庫業 貨物利用運送事業等 航空運送サービス業 廃棄物処理事業 木材加工業 木材市場業 堆肥製造業 索道事業	セ 生 鉱 と バ 港 倉 貨 空 廃 木加 木市 肥 索